

委員会提出議案第3号

取手市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年11月30日

取手市議会議長 齋藤 久代 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 岩 澤 信

提案理由

これまで議場に設置していた押しボタンを使用する方式による採決を廃止し、新たに導入したタブレット端末を用いた電子採決システムにより今後の採決を行うこととするため、本規則の一部を改正するものです。

取手市議会会議規則の一部を改正する規則

取手市議会会議規則（昭和45年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(表決問題の宣告)</p> <p>第 67 条 議長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>(起立等による表決)</p> <p>第 70 条 議長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定し<u>難いとき</u>、又は議長の宣告に対して出席議員の5分の1以上から異議があるときは、議長は、<u>記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票</u>で表決を<u>採らなければならない</u>。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第 71 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員の5分の1以上から要求があるときは、<u>記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票</u>で表決を<u>採る</u>。</p> <p>2 同時に前項の<u>記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票</u>の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p>	<p>(表決問題の宣告)</p> <p>第 67 条 議長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>(起立等による表決)</p> <p>第 70 条 議長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定し<u>がたいとき</u>、又は議長の宣告に対して出席議員の5分の1以上から異議があるときは、議長は、<u>記名又は無記名の投票</u>で表決を<u>とらなければならない</u>。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず</u>、議長は、<u>必要があると認めるときは、押しボタン方式により表決をとることができる</u>。</p> <p>4 議長は、<u>前項の規定により押しボタン方式による表決をとろうとするときは、問題を可とする者に賛成のボタンを押させ、当該ボタンを押した者の多少を認定して可否の結果を宣告する</u>。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第 71 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員の5分の1以上から要求があるときは、<u>記名又は無記名の投票</u>で表決を<u>とる</u>。</p> <p>2 同時に前項の<u>記名投票と無記名投票</u>の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p>

(記名投票)

第72条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(電子採決システムによる投票)

第72条の2 電子採決システムによる投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。

2 電子採決システムによる投票による表決において、議長が投票の終了を宣告するまでの間に、出席議員が電子採決システムのいずれのボタンも押していない場合は、当該出席議員は反対のボタンを押したものとみなす。

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

2 電子採決システムによる投票を行う場合には、第30条(投票の終了)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。この場合において、第30条前段中「投票が終了と認めるとき」とあるのは、「投票をするために必要な時間が経過したと認めるとき」と読み替えるものとする。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員の5分の1以上から異議があるときは、議長は、起立又は電子採決システムによる投票により表決を採らなければならない。

(記名投票)

第72条 記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員の5分の1以上から異議があるときは、議長は、起立又は押しボタン方式により表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第 77 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならぬ。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(会議録の記載事項)

第 85 条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1) から (13) まで (略)

(14) 記名投票及び電子採決システムによる投票における賛否の氏名

(15) (略)

2 議事は、速記法によって速記する。ただし、速記法によらざる時は、可能な限り詳細に全ての議事を記載しなければならない。

(表決問題の宣告)

第 128 条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立又は挙手による表決)

第 131 条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならぬ。

(投票による表決)

第 132 条 委員長が必要があると認めると

(表決の順序)

第 77 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならぬ。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかかって決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(会議録の記載事項)

第 85 条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1) から (13) まで (略)

(14) 記名投票における賛否の氏名

(15) (略)

2 議事は、速記法によって速記する。ただし、速記法によらざる時は、でき得る限り詳細にすべての議事を記載しなければならない。

(表決問題の宣告)

第 128 条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立又は挙手による表決)

第 131 条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならぬ。

(投票による表決)

第 132 条 委員長が必要があると認めると

き、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(簡易表決)

第 137 条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第 138 条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

き、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(簡易表決)

第 137 条 委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第 138 条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議にはかって決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。